

農業委員・農地利用最適化推進委員を再募集します

(募集概要)

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人員	11名 うち 認定農業者が過半数 利害を有しない者1名	9名 別紙の定められた区域から1名
募集期間	令和6年12月18日(水)～令和7年1月10日(金)	
応募資格	20歳以上で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	20歳以上で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
応募様式等の配布	【配布場所】農業委員会事務局(本庁舎)・挾間庁舎(地域整備課)・湯布院庁舎(地域整備課) ※市のホームページからもダウンロード可能です。	
募集方法	○所定の応募様式に必要事項を記入し、各庁舎窓口へ提出してください。 ○自薦、他薦のどちらからでも応募可能です。 ※他薦は20歳以上の個人3人以上の推薦、あるいは、法人または団体の推薦が必要です。	
主な業務	○農地の貸借・売買・農地転用許可などについて、総会(月1回)に出席して審議 ○定期的な活動の報告 ○農地の利用状況調査および利用意向調査の支援 ○国・県等主催の研修会やセミナー等への参加	○担当区域での農地利用の最適化のための実践活動(地域での農業者訪問、話し合いの推進、農地パトロール、農地利用・集積の推進や新規参入の支援、農地の利用状況調査および利用意向調査など) ○定期的な活動の報告 ○年6回の総会出席 ○国・県等主催の研修会やセミナー等への参加
任期	令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間	農業委員会が委嘱した日から令和10年3月31日までの約3年間
報酬	由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給されます。	
兼務禁止	農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼ねることはできません。	
選考	推薦及び募集に応じた者が定数を超えた場合は、選考委員会などを開催し、評価を行い、候補者を決定します。	